

工事現場における適正な施工体制の確保等について ～ 不良不適格業者の排除の徹底～

建設業法第 26 条に定める建設工事の技術者制度は、建設工事の適正な施工を確保するとともに、施工能力を超えて過大受注を行うような不良不適格業者の参入を排除し、優良な建設業者を育成する上で重要な役割を果たしているものである。

主任・監理技術者の適正配置の徹底については、従来より、周知徹底に努めてきたところであり、今般、発注者支援データベース・システムが導入されたことに伴い、より一層工事施工の適正化を図るため、下記のとおり技術者専任制の確認体制の強化を中心とした技術者の適正配置の徹底に取り組むこととする。

記

1 経営事項審査時における技術者の常勤性確認及び実務経験認定の徹底

土木部監理課が行う経営事項審査（以下「経審」という。）において、社会保険及び雇用保険の加入状況、または市町村が発行する住民税特別徴収税額通知書等の確認により技術者の常勤性（直接的かつ恒常的な雇用関係）を、また、平成 11・12 年度の資格審査（格付け）から格付基準として技術者数要件が設定されており、公平性・公正性を期す観点から実務経験者（国家資格を持たず一定期間の実務の経験を有する者）として技術職員名簿に記載されている者については、所属会社の証明する「実務経験証明書」を提出させ技術者条件を厳重にチェックする。

併せて、発注者において技術者の現場専任制の確認に資するため、経審時に「技術職員名簿」に受付印を押印し申請者（建設業者）に交付する。

基準決算以降採用の技術職員については、建設業許可の国家資格者の追加届等（社会保険等を確認する）提出させる。

【実施時期】

発注者(企業局)における技術者常勤性確認・・・	H12.9月から実施
土木部監理課が経営事項審査時に実施しているチェック内容	
常勤性確認(社保加入)の徹底・・・	H12.8月の経審から実施済
実務経験者の厳重のチェック・・・	H12.8月の経審から実施済
技術職員名簿の受付印押印・交付・・・	H12.8月の経審から実施済
〔発注者(土木部外)における技術者常勤性確認・・・〕	H12.9月から順次実施

2 入札・契約手続における監理（主任）技術者の常勤性及び現場専任制の確認

(1) 公募型指名競争入札，一般競争入札の適用対象工事及び特定JV発注工事

資格確認申請時・・・発注者支援データベース・システム（以下「発注者支援DB」という。）の活用により、申請者から提出される「配置予定技術者の資格・経験に関する調書」に記載される監理（主任）技術者（特定JVの構成員を含む）の常勤性（所属）及び現場専任制（重複）確認を行う。

入札後・契約前・・・と同様の確認を行う。

契約締結後・・・「主任・監理技術者選任通知書」に記載される配置技術者と配置予定技術者の同一性の確認を行う。

また、「工事カルテ受領書」により当該工事の CORINS 登録確認を行うとともに、JACIC-CE 協議会より提供される疑

義情報を基に配置監理(主任)技術者の常勤性及び現場専任制の確認を行う。

なお、対象工事については、入札公告等及び入札通知書に以下の条件を付記するものとする。

<付記条件>

「配置予定の監理(主任)技術者を当該工事に配置できないときは、入札(競争)参加資格を認めないこと、入札無効とすること及び契約解除を行う。」

【実施時期】

資格確認申請時の確認・・・・・・・・・・・・・H12.9月29日から実施

契約締結後の確認・・・・・・・・・・・・・同上

確認実施機関・・・・・・・・・・・・・発注機関が実施

(確認後提出書類に「重複確認済み」の明記を行う。)

*「疑義情報」の処理については、土木部検査指導課対応。(ア又はイ)

ア 関係する発注機関(課)から照会する。

イ 関係する発注機関(課)へ定期的に送付する。

(2) 現場専任制等に違反することが確認された場合の措置

(1) - における常勤性・現場専任制違反の場合の措置

・入札(競争)参加資格を認めない。(申請書等の差替えは認めない。)

(1) - における常勤性・現場専任制違反の場合の措置

・入札無効とする。

(1) - における配置予定技術者と配置技術者が同一人でない場合の措置

・配置予定技術者の配置を求める。

・配置できない場合は、契約解除を選択肢に含めるものとする

(正当な理由のない限り技術者交替は認めない。)

(1) - における常勤性違反の場合の措置

*配置予定技術者の退職の場合などが考えられる。

・契約解除を選択肢に含めるものとする。

(1) - における現場専任制違反の場合の措置

・対象工事への専任配置を求める。

・専任配置ができない場合は、契約解除を選択肢に含めるものとする。

土木部監理課への通報等

・ ~ 及び において、悪質なケースについては、監理課(建設業担当)に通報する。

3 現場代理人の常勤性及び現場常駐制の確認等

公共工事においては、建設業法に定める主任・監理技術者の配置のほか、請負契約において、現場代理人の常駐を義務付けているところである。

主任・監理技術者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であり、これに対し現場代理人は、工事の施工及び契約関係の事務に関する事項を処理する者(技術者である必要はない。)である。

主任・監理技術者及び現場代理人は兼任することを認めており、発注機関と請負業者の連絡・調整の円滑化を図るため、大型工事等でそれぞれ別な者を配置することが望まれる工事を除き、請負代金額250.0万円以上の建設工事については、発注機関においてこれらの兼任を推進する。

4 特定建設工事共同企業体における配置技術者等の基準の明確化

企業局における特定建設共同企業体(以下「特定JV」という。)の活用は、大規模かつ技術的難易度の高い建設工事の安定的施工の確保を目的としたものである。

したがって、特定JVは、全ての構成員について監理技術者（代表構成員）又は主任技術者（代表以外の構成員）を専任で配置することが必要であり、「主任・監理技術者選任通知書」は構成員別に作成・提出させるものとする。

また、現場代理人は特定JVとして1名（通常は、代表構成員から）選任すれば足りるものである。

なお、主任・監理技術者の常勤性及び現場専任制の確認は2に記したとおりである。

5 施工体制台帳（施工体系図含む。）の提出及び現場施工体制の立入検査

< 施工体制台帳（施工体系図含む）の提出 >

施工体制台帳の発注者への提出については、平成11年2月1日契約分の工事から、請負代金額2500万円以上の工事について義務化している。

令後は、施工体制の一層の適正化を図るため、施工体制台帳について契約締結後1ヶ月以内の提出を徹底する。

また、下請契約の契約（工事）内容の精査を図るため、下請負契約書（写し）を添付させる（元請けに係る下請金額の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は、4,500万円）未満の工事においては、請負代金の記載された部分が抹消されているものでよい）。

< 現場施工体制の立入検査 >

施工体制台帳の発注者への提出の義務化と併せて、現場の立入検査を実施することとしているところである。

(1) 水道事務所においては工務課長等を中心（監督員を含む）に、現場施工体制確認のための体制（2人体制）を確立し、定期的に工事現場の抜き打ち検査を実施する。

(2) 立入検査は、月1回以上とする。

なお、立入検査結果から常駐に疑いがある場合は、検査の頻度を増す等により、常駐状況を確認するものとする。

(3) 検査内容は、以下のとおりとする。

主任・監理技術者の専任制、現場代理人の常駐制。

「選任通知書」に記載されている主任・監理技術者及び現場代理人と現場に配置されている技術者及び代理人の同一性。

監理技術者については監理技術者資格者証の携帯状況。

主任技術者、現場代理人については、免許証等で確認。

標識等の掲示状況。

提出された施工体制台帳（下請負人通知書）と現場の施工体制の同一性。

*チェックリストは、別紙のとおり。

(4) 不適切な点が確認された場合の措置

請負業者に対する適正化指導を行うとともに、指導に従わないような悪質なケースについては契約解除を行い、併せて土木部監理課に通報するとともに本局工務課に報告するものとする。

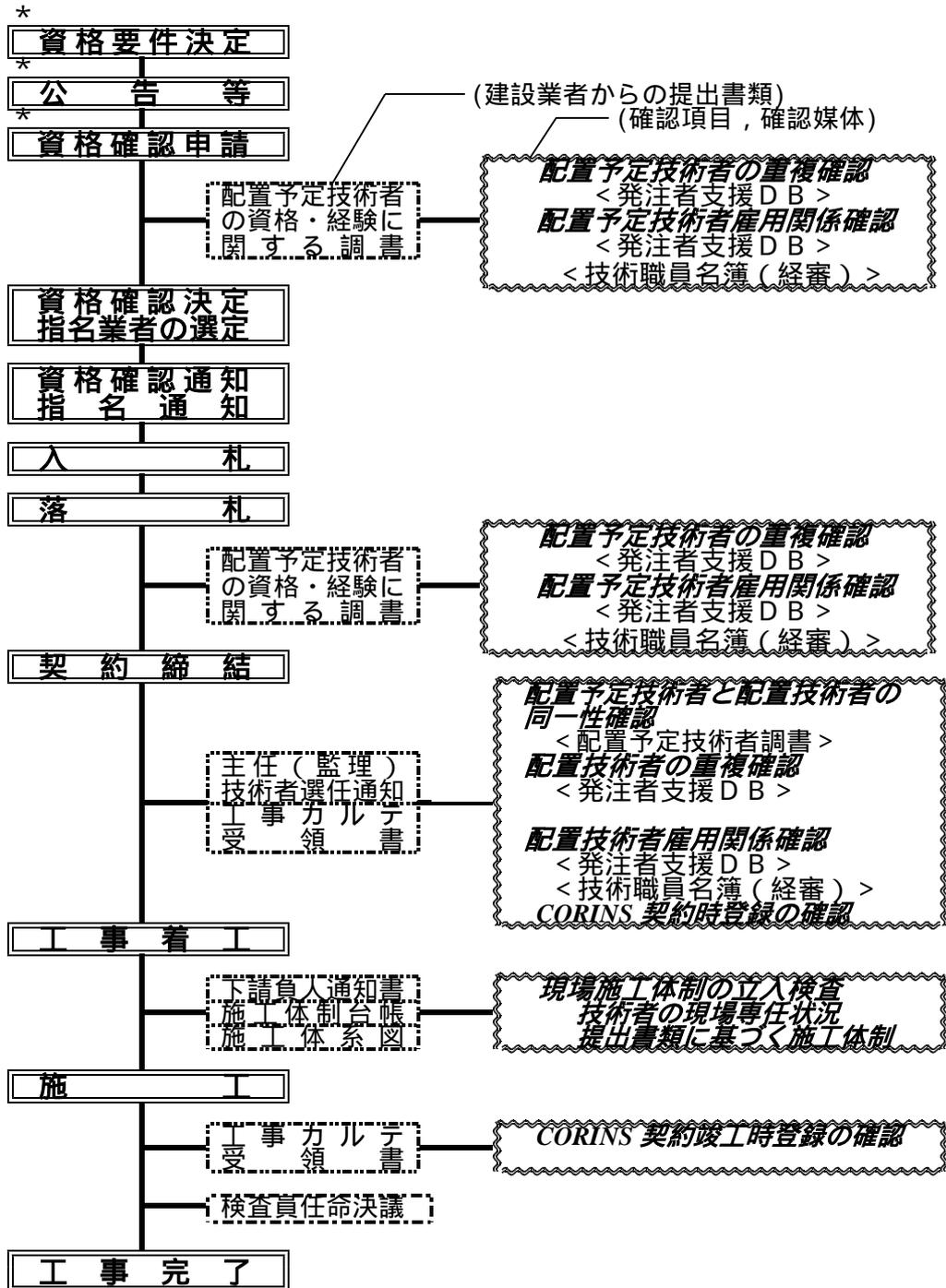
また、土木部監理課において指名停止措置、建設業法に基づく監督処分を行うなど厳正な対応をとるよう依頼する。

6 企業局発注工事におけるCORINS登録確認の徹底

発注者支援データベース・システムによる現場専任制の確認の信頼性を高めるためには、CORINS（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービスへの登録を徹底することが必要であり、当局発注工事においては契約時、変更契約時及び竣工時の登録を「工事カルテ受領書」により監督員が確認を徹底する。

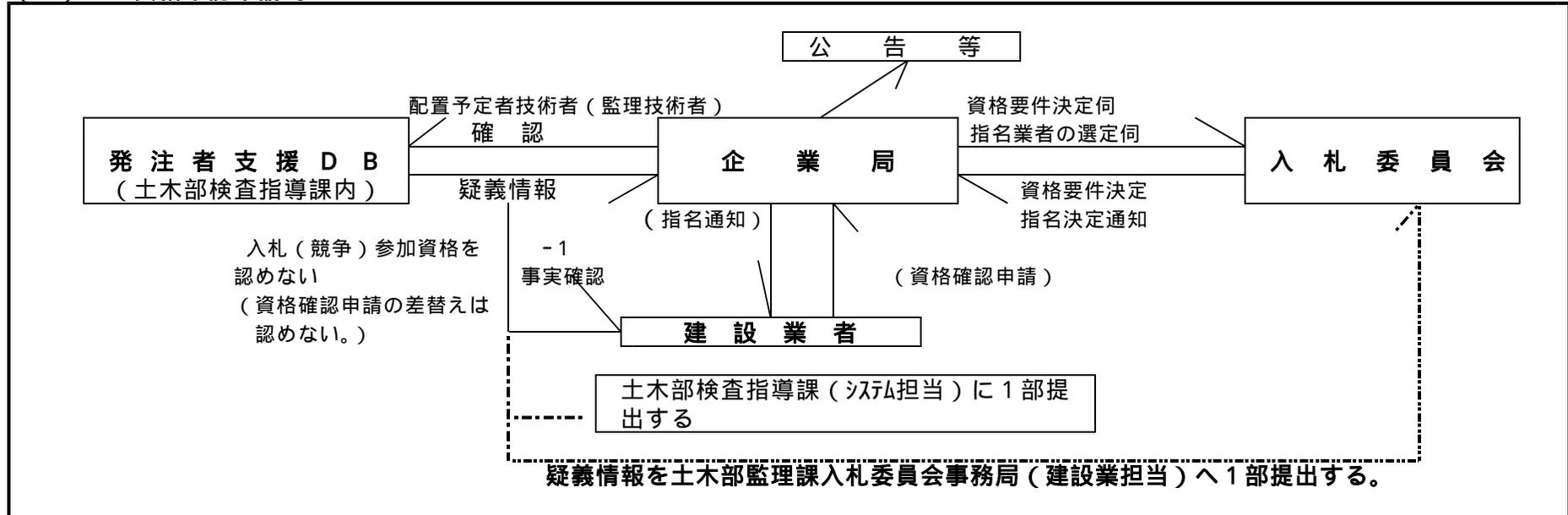
なお、登録を確認できない場合は、土木部監理課に通報し指名停止等の対応の依頼も考慮する。

【技術者の適正配置チェックフロ - 】



【技術者の適正配置チェックフロー】

(1) - 資格確認申請時

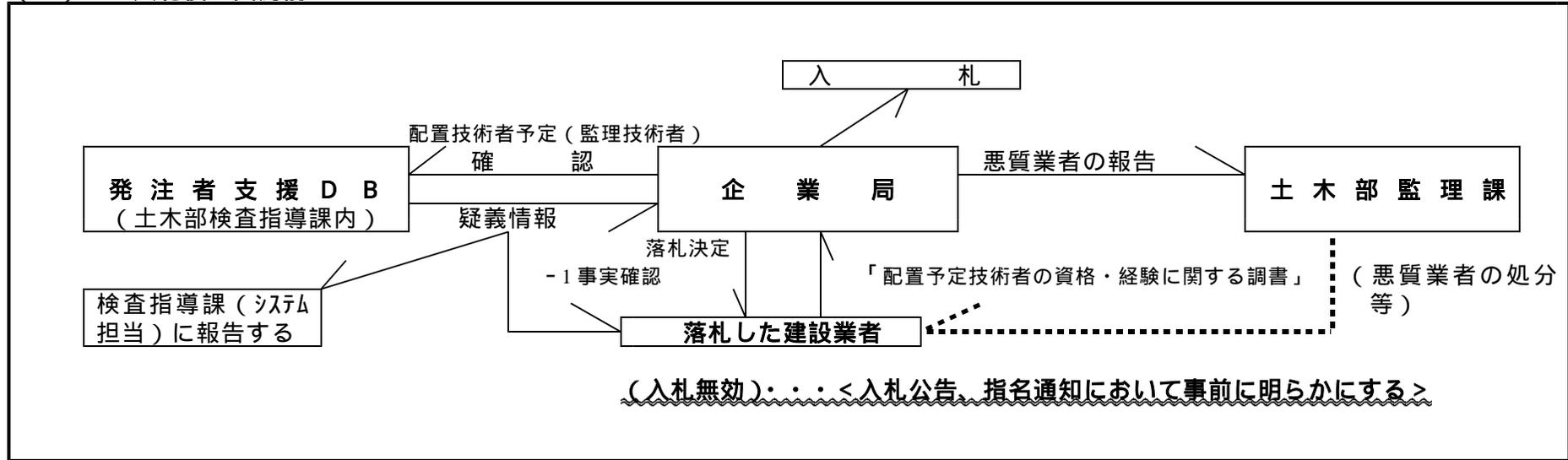


企業局の役割手順

- 「 」企業局の資格要件決定伺い
- 「 」資格要件決定 入札委員会
- 「 」公告等
- 「 」資格確認申請 ・ ・ 「配置予定技術者の資格・経験に関する調書」提出時に、社会保険、監理技術者資格者証、監理課の受付印のある (常勤性を確認済) 経営事項審査時の技術職員名簿 < 直近の審査基準日のもの >
- 「 」申請された配置予定技術者について、土木部検査指導課内に設置された発注者支援データベースシステム (以下「発注者支援DB」という。) で確認する。(監理 (主任) 技術者の常勤性 (所属) 及び現場専任制 (重複) の確認)
- 「 -1 」疑義情報が出た場合 ・ ・ 事実確認を行い、事実であれば当該申請建設業者の参加資格を認めない。(資格申請確認申請の差し替えは認めない。)
疑義情報は、土木部監理課建設業担当に1部提出する。
- 「 」指名業者選定伺い 入札委員会
- 「 」入札委員会 ・ ・ ・ 指名決定通知 「 」指名通知

【技術者の適正配置チェックフロー】

(1) - 入札後・契約前

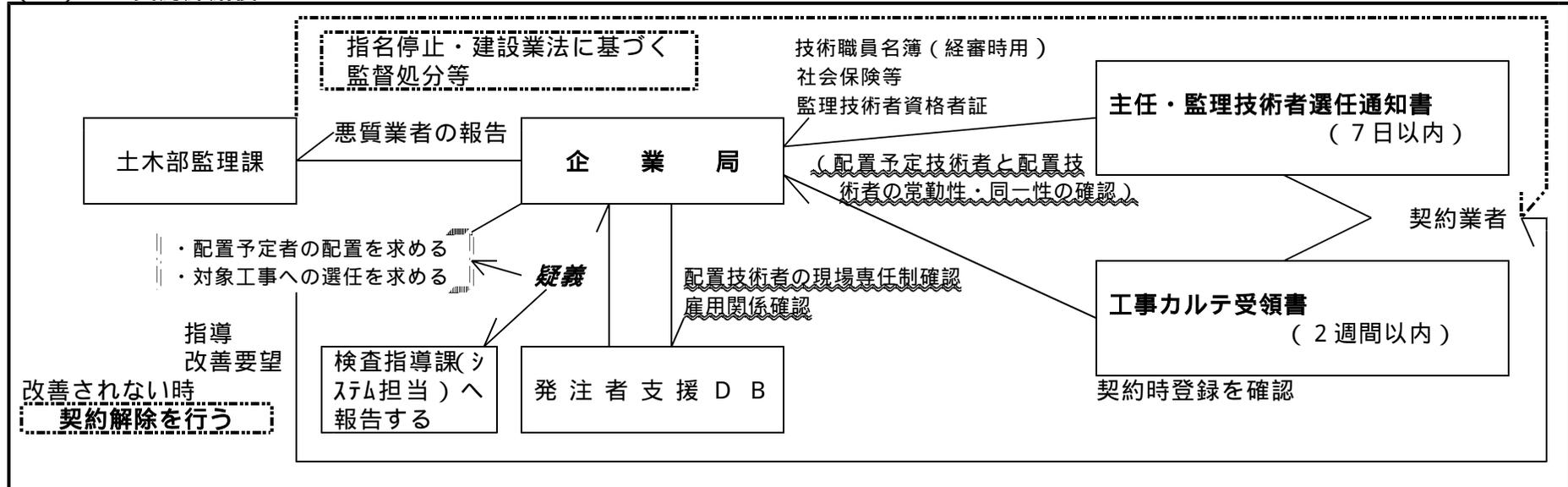


発注課の役割手順

- 「 」入札
- 「 」落札決定
- 「 」 「配置予定技術者の資格・経験に関する調書」提出時に、社会保険、監理技術者資格者証、監理課の受付印のある（常勤性を確認済）経営事項審査時の技術職員名簿＜直近の審査基準日のもの＞
- 「 」申請された配置予定技術者について、土木部検査指導課内に設置された発注者支援データベースシステム（以下「発注者支援DB」という。）で確認する。（監理（主任）技術者の常勤性（所属）及び現場専任制（重複）の確認）
- 「 」疑義情報が出た場合・・・「 -1 」事実確認を行い、事実であれば入札無効とする。（入札公告、指名通知において事前に明らかにする必要有）
- 「 」悪質業者の場合は土木部監理課建設業担当に報告する。
- 「 」土木部監理課・・・悪質業者の指名停止、建設業法に基づく監督処分等厳正な対応を行う。

【技術者の適正配置チェックフロー】

(1) - 契約締結後



発注課の役割手順

- 「 」 契約締結後、7日以内に提出された「主任・監理技術者選任通知書」で配置予定技術者と配置技術者の常勤性・同一性を確認する。
（経審時の技術職員名簿（土木部監理課受付印のある）、社会保険等、監理技術者資格者等で確認する）
- 「 」 「工事カルテ受領書」・・契約時登録、変更契約時登録、竣工時登録を発生から2週間以内に確認を行う。
- 「 」 配置技術者の現場専任制及び雇用関係確認・・・「主任・監理技術者選任通知書」で配置技術者について、土木部検査指導課内に設置された発注者支援データベースシステム（以下「発注者支援DB」という。）で確認する。（監理（主任）技術者の常勤性（所属）及び現場専任制（重複）の確認・雇用関係の確認）
- 「 」 疑義情報が出た場合・・・事実確認を行い、事実であれば当該申請建設業者に対して、指導及び改善要望を行う。
- 「 」 改善されないときは・・・契約解除を行う。
- 「 」 悪質業者の報告を土木部監理課に行う。
- 「 」 土木部監理課・・・悪質業者の指名停止、建設業法に基づく監督処分等厳正な対応を行う。

発注者支援データベース・システムによる監理技術者の適正な配置の確認書

確認日	平成 年 月 日 (資格確認申請時、入札後・契約前、契約締結後)	
課名		
工事件名		
重複確認結果	理由又は是正措置	確認欄
	(1) 現在担当している工事が無い	—
	(2) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である	
	ア) 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着工	
	イ) 工事を一時中断している	
	ウ) 工事完成検査後の事務手続きのみが残っている	
	エ) 工期変更により工事が完了済みである	
	オ) その他(内容:)	
	(3) 橋梁工事等で工場制作のみが稼働している期間である	
	(4) 発注者が同一で、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められ、随意契約により締結されている工事である	
	(5) 登録の間違い(変更登録、未登録を含む) (内容:)	
(6) その他の理由 (内容:)		
重複と認められた	(1) 当局以外の発注工事の技術者を変更させた * 関係書類を別途添付する	
	(2) (1) 以外の是正措置 (内容:) * 関係書類を別途添付する	
	(3) 専任制違反 * 関係書類を別途添付する	
備考		

該当する確認欄に 印を記入して下さい。

【工事施工の適正化チェックリスト】

p. 1

所 属 担当監督員

平成 年度 契約番号 請負人

工事件名 契約金額 円

工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

A 工事着手時の確認（契約締結後30日以内） - 監督員の確認

工事担当が作業する。

項 目	技術者等の専任・義務（請負金額 2,500万円）兼任可能（請負金額 < 2,500万円）		
1. 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第6号）の調書と本人との確認等			
監理技術者（下請総契約金額 3,000万円）主任技術者（下請総契約金額 < 3,000万円）			
技術者の区分と専任の義務	監理技術者	主任技術者（技術者の専任義務）	義務 兼任可能
技術者の確認	調書	調書	調書
	(確認) 年 月 日	(確認) 年 月 日	(確認) 年 月 日
調書と技術者の同一者 確認	(調書氏名)	(調書氏名)	(調書氏名)
	(本人氏名)	(本人氏名)	(本人氏名)
	同一者 他者	-	-
他者の場合 (工事担当への連絡)	月 日	月 日	月 日
1)不適の場合、適正配置の指導 ア)指示書による指導	有 無	有 無	有 無
2)工事速報による(工事主管課 経由)監理課への報告	有 無 月 日	有 無 月 日	有 無 月 日
2. 身分の確認 (直接的、かつ恒常的な雇用関係と資格要件の確認)			
雇用関係の確認	() - (別表-1による該当項目)	(勤務する会社)	
	恒常的 (社員年数) 年	(入社年月日)	年 月 日
	出 向 (出向元会社名)	(出向元入社)	年 月 日
	直 前	(直前入社日)	年 月 日
技術者の資格要件	() - (別表-2による該当項目)	(特記)	
	(技術者番号)	(取得年月日)	年 月 日
着手直前の雇用を認めた場合の報告 (工事主管課への報告)	年 月 日		
3. 提出書類			
工事カルテ(2週間以内)	必要(請負金額 2,500万円) 不要(請負金額 < 2,500万円)		
工事カルテの確認	有 無	請負者は工事カルテを作成し、監督員の確認を受ける。	
工事カルテの登録確認	有 無	工事カルテ受領書(写)を受取る。{(財)日本建設情報センターに登録(10日以内)}	
下請負人通知(一次下請)	有 無	500万円以上の下請契約をする全ての工事が対象	
1)下請金額	円 根拠書類の確認と写し受領(下請契約書 注文請書)		
2)下請比率	% 一括下請の疑義 <ある場合工事主管課へ報告>		
上請の有無	有 無	(上請けの会社名)	
施工体制台帳	必要(請負金額 2,500万円) 不要(請負金額 < 2,500万円)		
1)施工体制台帳	書類提出	有 無	
2)施工体系図	書類提出	有 無	
3)施工体制台帳、施工体系図等と下請届との整合性の確認			整合 不整合
建設業退職金共済制度	必要(請負金額 500万円) 不要(請負金額 < 500万円)		
1)建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(契約締結後30日以内)の提出			有 無

【注意事項】

- 1) 疑義が生じた場合は、速やかに工事担当課に報告すること。
- 2) 技術者の現場専任義務違反がある場合は、指示書により指導を徹底し、指示書写しを本書に添付すること。
- 3) 技術者の専任性や一括下請負の疑義がある場合、工事担当課長は面談等により事実確認を行う。

項目	確認日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
立入検査実施者 氏 名							
現場における施工体系図、建設業退職金共済組合への掛け金収納書の整備の確認							
1) 施工体制台帳、施工体系図が現場に整備されているか。 (請負金額 2,500万円)	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
2) 建設業退職金共済組合証紙標準購入時状況報告がされているか。 (請負金額 500万円)	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
標識等の掲示(工事の施工範囲内で、屋外掲示が原則)							
1) 施工体系図が現場の見やすい場所に掲示されているか。 (請負金額 2,500万円)	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
2) 建設業の許可を受けたことを表す標識が現場の見やすい場所に設置してあるか。	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
技術者の携帯物(全ての工事で確認すること)							
1) 監理技術者資格者証の携帯	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
専任すべき技術者の常駐 (契約金額 2,500万円)	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在
不在の場合の連絡体制	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
確認年月日	常駐していない場合の理由等						確認者
現場代理人の常駐	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在	在 不在
不在の場合の連絡体制	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
確認年月日	常駐していない場合の理由等						確認者

C. 監督員による検査(確認)及び立合時の状況

監理技術者が積極的に説明を行ったか。			
検査毎の確認	(年月日) ・ ・	(年月日) ・ ・	(年月日) ・ ・
	(検査) 有 無	(検査) 有 無	(検査) 有 無

【注意事項】

- 1) 疑義が生じた場合は、速やかに工事担当に報告すること。
- 2) 技術者の現場専任義務違反がある場合は、指示書、改善要望書等による指導を徹底すること。
- 3) 技術者の専任性等に疑義があった場合は、工事担当課長が当該技術者と面談等により事実確認を行う。
- 4) 工事中間検査時及び完了検査時に本書を添付のこと。
- 5) 本書は、設計書に添付し保存すること。

(別表 - 1)

直接かつ恒常的な雇用関係の確認方法

コードNO	雇用関係の直接的かつ恒常的な確認	所有者	作成者	備 考
	監理技術者資格者証（原本で確認）	本人	C E 財団	所属会社名の記載確認
	経審時に受け付けた「技術職員名簿」、健康保険被保険者証（以下「社会保険」という）、市町村の特別徴収税額通知書等で確認		監理課 社会保険庁 健康保険組合 市町村	国民健康保険者などの場合は、雇用関係が確認できないので、市町村の特別徴収税額通知書等で確認すること。新規採用の国家資格者は、許可の技術者として登録させること。
	一人別源泉徴収簿など。			

注)(2) - の一人別源泉徴収簿以外で直接的かつ恒常的な雇用確認方法として、下表を参考にして下さい。

参 考	関 係 書 類	所有者	作成者	備 考
(3)	監理技術者資格者証写し	本人	C E 財団 社会保険庁 税務署	所属会社の資格確認
	雇用保険被保険者通知書の写し			雇用初年度の場合のみ有効
	確定申告書その写し			税務署受領印のあるもの
	源泉徴収票			給与支払者は、所得税を源泉徴収し、源泉徴収票を支払いを受ける者に対し交付する義務がある。
(4)	健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書の写し	建設業者	都道府県、 又は健康保 険組合、市 町村	事業主は、使用する被保険者の標準報酬月額を、都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対して決定額が通知される。
	健康保険・厚生年金保険者資格取得確認及び報酬決定通知の写し			
	住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書の写し			
(5)	住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書の写し		市町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収特別徴収義務者として指定される。
(6)	国家資格者等・監理技術者一覧表	建設省 都道府県	建設業者	建設業許可申請書の添付書類 (常勤の役員・使用人のみ) 経営事項審査申請時に常勤性の確認を行い、監理課の受付印の押印されているもの
	技術職員名簿 (経営事項審査申請書の別表)			

(別表 - 2) 主任技術者・監理技術者の資格要件

指定建設業（土木工事業・建築工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・電気工事業・造園工事業）の監理技術者の資格は、国家資格者等に限られる。

コードNO	資 格 要 件
	<ul style="list-style-type: none"> 指定学科を卒業後 <ul style="list-style-type: none"> ア) 高等学校（旧実業学校を含む） 5年以上の実務経験を有する者。 イ) 高等専門学校（旧専門学校を含む） 3年以上の実務経験を有する者。 ウ) 大学（旧大学を含む） 3年以上の実務経験を有する者。 10年以上の実務経験を有する者。 一、二級施工管理技士・大臣が指定する他の法令の試験合格者又は免許取得者等。
	<ul style="list-style-type: none"> 一級施工管理技士等の国家資格者。 主任技術者の要件のいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請負その請負金額が、4,500万円以上のものにして、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者。 又は と同等以上と認められる者。
	<ul style="list-style-type: none"> 一級施工管理技士等の国家資格者。 建設大臣特別認定者。

平成 第 年 月 日 号

土木部 監理課長 殿

長

工事施工の適正化のための工事速報（疑義情報）

工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
契 約 金 額	円
1. 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第6号）と技術者が同一人でない場合	
配置予定技術者氏名	
配置技術者氏名	
2. 技術者の所属会社の常勤性の疑義及び着手直前の雇用を認めた場合	
技術者名	
雇用年月日	年 月 日
確認方法	1) 社会保険等加入の有無 有 無 2) 監理技術者資格者証の確認 有 無 3) 建設業許可における技術者の追加届等の確認 国家資格者・監理技術者一覧表による土木事務所への届 有 無
3. 一括下請負の疑義	
下請比率	%
上請負の有無	有 無 上請負会社名
4. 施工体制台帳、施工体系図等と下請負人届（一次下請）の不整合	
	有 無